

## 第 5 回北広島市市民協働推進会議 会議概要

日 時	平成 21 年 7 月 31 日（金）午後 2：00～4：00	
場 所	市役所本庁舎 2 階会議室	
出席者	委員 (5 名)	朝賀委員、奥委員、鎌崎委員、佐藤委員、中林委員
	事 務 局	安富市民部長、市民協働推進課菅原課長、佐々木主査
	傍 聴 者	1 名
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 前回会議整理事項の確認について</li> </ul> </li> <li>3 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公益活動事業補助金審査要領について</li> <li>◇ 協働事業提案制度審査要領について</li> </ul> </li> <li>4 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 答申報告について</li> <li>◇ 協働事業制度創設に係る今後のスケジュール</li> </ul> </li> <li>5 閉 会</li> </ol>	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料 1 答申文（案）</li> <li>・ 資料 2 協働事業制度創設に係る今後のスケジュール</li> </ul>	

## ■会議録

### 1. 開 会

会 長：第5回市民協働推進会議を開催いたします。

### 2. 報告事項

#### ◇前回会議整理事項の確認について

会 長：前回会議結果を受けて修正した事項について事務局から報告していただき、各委員で再確認をお願いします。

事務局：《前回会議で修正した箇所について説明》

会 長：只今の説明内容でよろしいですか。

各委員：結構です。

#### ◇公益活動事業補助金審査要領、協働事業提案制度審査要領について

会 長：前回D委員から提案があり保留していた事項について、今回で結論を出したいと思えます。事務局から保留事項について報告をお願いします。

事務局：《保留された3点についての提案理由及び提案に対する意見を説明》

会 長：先ず1点目の「北広島らしさ」又は「地域性」を審査項目に追加するという件について意見交換します。

B委員：北広島らしさを追求することは理解できますが、それを審査する際に新しい発想という部分があったとしても、他の地域のことを良く知っていなければならないので難しいです。ですからあまり大きな項目として設定してしまうと審査する方に負担がかかる気がします。

A委員：北広島らしさ、独自性というのは、事業を実施していく中で出てくるものだと思います。それを各委員が心に留めておいて、これかなと思うものを推進していく形で良いと思います。共通認識としてそういうものがあることが大事だと思いますが、項目に入れるにはあまりにも漠然としているように思います。

C委員：どういう形のもが出てきてどのように判断するのか分かりませんが、一つの項目としてピックアップしておいて、当てはまるもののチェックをすることに関しては問題ないと思います。「地域性」というような項目を加えて差し支えないと思います。

会 長：いずれにしろ公益性を除いてはあり得ないと思います。公益性の中の「地域の経済、産業の振興、雇用の促進に寄与するもの」に関連してくる話だと思います。経済、産業などを強調する意味で、北広島らしさを加えれば良いと思います。したがって、「公益性」審査項目の内容を修正して「北広島らしい地域の経済、産業の振興、雇用の促進に寄与するもの」としてはいかがでしょうか。

D委員：会長のとらえ方は、私が提案している主旨と違っています。そのようなとらえ方をするのであれば「公益性」の審査内容の全てがそうなります。「北広島らしい住民自治の向上」「北広島らしい市民の安全」というようになってしまいます。ですから「公益性」の中の一項目とは違った観点でとらえて、一つの項目として追加してはどうかという主旨です。

会 長：それは分かりますが、特に強調されているのは特産物だとか産業、経済に関することではないですか。

D 委員：市民の知識などの人的資源だって非常に大事なものです。結果として北広島の特徴を作り上げていくものなど、産業ということだけにとどまらないで、例えば事業の進め方で北広島らしさを出すなど、色々な観点からとらえた北広島らしさが考えられますということを行っているのです。

これまで無かった項目なので私自身も明確にこういうものだと言いきれないもどかしさがあるのですが。

会 長：そのような広い意味での「北広島らしさ」ということであれば、「公益性」「必要性」「適格性」「実現可能性」全部の項目に当てはまってくるのではないですか。いずれも「北広島らしい」という観点で判断しなければいけないことです。

D 委員：そうとも言い切れません。「実現可能性」の審査内容の「団体の能力・規模と事業が合っている」ということが「北広島らしい」とは関係ないと思います。

A 委員：何が「北広島らしい」ということが明確に分かっていない中で議論しているのではないですか。私たち市民が審査するうえで「北広島らしさ」というのは、思考の中に入っているという前提でいますが、ただ「北広島らしさ」というものを明確にこれだと言いきれないのも事実ではないですか。

D 委員：はい。その「北広島らしさ」とはどのようなものかということはこの5人の委員で話し合っ、これからまとめていくことも考えられませんか。

A 委員：来年から事業募集することになりますが、申請されたものの中から私たち委員が「北広島らしさ」の芽がないかということの意識を沢山持っている、拾い上げていけるのではないですか。

D 委員：審査項目を事前にオープンにすることで提案する団体が「北広島らしさ」という項目を知ることができると思いますので、そのことを加味した提案を考えてくるはずですが。提案する際の進め方や資料の活用方法を決めるときに、どのようにして「らしさ」を出そうかと提案者の方も工夫していくことになるとと思います。我々も提案する側も考えていくということ積み重ねていく中において、「北広島らしさ」がいくつか出てくるのではないかと思います。

C 委員：どのような提案が出てくるか分からないわけですから、あまり難しく考えないで一つの切り口として考えてはいかがですか。「北広島らしさ」に該当するという判断ができる項目を設定してもおかしくはないと思います。

全て市民のためでありますので、北広島という前提はありますけれど判断する基準としてあっても良いと思います。それから、採点結果はほとんど満点に近いものになることが予想されますので、意見を書くときに「北広島らしさ」があるのでこれは良いという判断の基準として記載できます。

B 委員：審査内容はもう少し煮詰めないといけません、項目としてあっても構わないと思います。

会 長：項目名はどうしますか。他の審査項目に習えば「〇〇性」といことになりますので、例えば「地域特性」というのはどうでしょう。審査する内容は「北広島の特徴を作り上げていく狙いがある」でいかがでしょう。

D 委員：項目名は結構ですが、審査の内容の具体的な内容はもう少し煮詰めたいです。

会 長：それでは「北広島らしさ」を判断する項目を追加することにしてよろしいですか。

各委員：結構です。

会 長：新規項目を一つ加えて合計7つの審査項目にします。

次に審査項目「公益性」のウエイト付けの方法について、議論を深めたいと思います。

提案者のD委員からもう一度提案理由を説明してください。

D委員：原案の2点、1点、0点を3倍する方式だと、結果が6点、3点、0点となり、あまりにも大雑把過ぎるし、例えば、市民の福祉・健康増進に対して凄くプラスに働く事業と、ただ健康増進に関係している程度の事業が結果として両方とも6点に成らざるを得ませんし、認められる顕著性の大小に差を付けることもできません。ウエイトの付け方を倍数方式ではなく、点数で6点、5点、4点、3点、2点、1点、0点にすることにより他の項目との差もつけられるし、顕著性によって細かく判断できるという提案です。

B委員：確認ですが、審査シートに出てくる点数というのは、申請されたものに順位を付けるためのものなのか、該当するか否かの答申をするためのものなのか、先に皆さんで確認してから議論してはいかがですか。私は順位を付けるものではないと思っています。

会 長：順位付けではなく、適格性があるかどうか为目的です。それから採否の決定権は市長にあり、私たちの役割は意見を申し上げることです。申請された事業について客観性を持たせるために採点をして、次に委員の中で平均値を出して合議のうえで付帯意見を出すという2段、3段構えのやり方をしましょうということです。逆にいえばこの審査シートは、それほど厳密に考えなくても良いのかもしれない。

事務局：一つの扱いとしては、平均で18点に届くかどうかということで届かない場合はご遠慮願うという判断です。それから先の部分については順序がどうのこうのということではなくて、18点以上あれば付帯意見を付して答申するということです。

A委員：この答申した内容をどの程度汲み取ってくれるのか重さはどうなっていますか。

事務局：基本的には最大限尊重します。そうでないと議論していただく意味がなくなります。

D委員：極論を言ってしまうと点数の高いものから順番に採択していくのではないですか。

A委員：そうではなく、最終的に全委員が協議のうえで総合判定するのではないですか。

事務局：意見が重要になります。要綱・様式の議論をした際に採択と不採択の理由を記載することにしましたが、この会議から出された答申内容をその部分に記載することになります。出された意見をストレートに記載しないかもしれませんが、それを最大限尊重して市が採否の決定をします。

D委員：仮に20点と21点の提案があった場合に、付帯意見を読むと点数の低い20点の方が良いという内容が沢山記載されていても点数の高い21点の方を優先しないと、何のための点数付けということになりませんか。

事務局：そうではなく、この審査シートは全体の意見交換をするための個表という扱いです。その後全体評価として1枚のシートにさせていただきます。それに付帯意見を付してそれぞれの事業に優先順位を付けて提出していただく流れで事務局は考えています。ですから最初に採点した18点の基準にしばられる必要はないと思います。

今議論していて気が付きましたが、審査要領の第6が「採択方法」になっていますが、この会議が採択するわけでないので、この表現はおかしいですね。正しくは「判定方法」ということになりますが、そのような表現に修正してよろしいですか。

各委員：結構です。

会 長：それでは本題に戻ります。

D委員のご提案の3倍方式をやめて配点を他の項目と別に細かくすると、結果として「公益性」の1点が「必要性」の1点に対してウエイト付けされないことになりませんか。

私は原案通り全審査項目2点、1点、0点の配点で横並びにして、「公益性」のみ3倍のウエイトを与える方が良いと思います。

D委員：「公益性」だけは6段階評価して、他の項目は3段階評価するという認識のもと審査に

当たれば問題ないと思いますが。公益性の最高点 6 点は他の項目の最高点 2 点の 3 倍になるわけですから。

会 長：それでは「公益性」の 4 点は、他の項目ではどのような位置づけになります。

D 委員：「工夫次第で認められる」よりは少し良いというレベルです。そのように判断したら 4 点を付せば良いのです。

会 長：横並びで整合性が取れていなかったら、配点する意味がないのではないですか。

D 委員：横並びはとれていませんが、より細かく段階を分けて採点しようという意思が働いているのですが。

事務局：市の補助金等評価要領における評価表では、全審査項目とも 5 点から 1 点まで段階的に配点して「公益性」を 3 番のウエイト付けしています。これと同じやり方で審査する方法も考えられますが。

会 長：その方法が良いのではないですか。

A 委員：5 点から 1 点までの理由付けがとても難しいと思います。

B 委員：私も同感です。

D 委員：3 段階評価より 5 段階評価で差をつけた方が意見を付す際に、その差のことを文章表現すれば良いのですからやり易いと思いますが。

A 委員：私は 3 段階評価又は適否が良いと思います。

会 長：私も同感です。

B 委員：私も同感です。

C 委員：単純に割り切るのであれば 3 段階評価が良いですが、多分ほとんど満点になると思いますので、付帯意見のことを考えると 5 段階評価にした方が良いでしょう。

事務局：この審査要領は一度決定すればコンクリートではなく、今後事業審査を繰り返していく中でいくらかでも修正することができます。まず一度やってみて不都合な部分を皆さんで振り返って修正してみたいかがでしょう。

会 長：色々ご意見がでたところですが、どうでしょう一度この原案の 3 段階評価でやってみませんか。

C 委員：やってみてスムーズにいかなければ直ちに修正するという前提であれば結構です。

各委員：了解しました。

会 長：それでは最後の提案の「必要性」の審査内容「真に補助すべき事業」について意見交換します。

D 委員：その前に、審査内容である「行政と市民の役割分担のなかで、真に補助すべき事業である」とは一体どのような意味なのか分かりません。何とでも解釈できる表現ですが、役割分担がどうであれば良いのですか。

会 長：この表現は、市が言っている言葉ですね。

事務局：行政側からみて補助金を評価するときの言い方をそのまま引用してしまっています。

D 委員：ですからどういう場合が真に補助すべきなのかの、どういう場合が知りたいのですが。その時々で変化するのですか。

A 委員：固定化しているのではなく変化するものなのではないですか。

会 長：私たちは市民の立場で、市民のためになるかどうかを念頭に判断すれば良いのではないですか。

D 委員：各委員が判断する際の理由付けが違ってても良いのですか。

A 委員：良いのではないですか。

D 委員：それはおかしくありませんか。

会 長：様々な事業が申請される訳ですから、具体的に記載する必要はないと思います。

D 委員：反対です。どのようなことが真に補助すべき事業であるという表現があってしかるべきです。

B 委員：単純に行政がやるべきなのか、市民と協働でやるべきなのかの線引きをするような表現にした方が良いのではないですか。

D 委員：何を判断したくて審査したいのかを事務局にはっきりさせていただかないと、議論にならないです。

事務局：「必要性」ですから税金を投入してまでも必要なかどうかという判断になります。

D 委員：ですからその判断は何を持って判断するのですか。審査項目というのは判断基準を記載すべきではないですか。

会 長：具体的に記載することは無理です。ケースバイケースで違うことなので常識の範囲で各委員が判断する以外ないです。

D 委員：例えば、本来行政がやりたい事業ではあるのだけれども、公平とかの問題から単独ではできない事業などを、市民が半分一緒にやってくれたら協働という形でできるからこれは有難いというようなことです。このような何かが言いたいのではないですか。

C 委員：「真に補助すべき」は、単純に行政上の言葉ではないですか。

事務局：今、法制担当に確認してきましたので説明します。C 委員がおっしゃるように行政上の言葉ということです。噛み砕いて言いますと「行政と市民の役割分担のなかで、〇〇〇するために補助する必要がある事業活動」ということで、この〇〇〇に目的が入って来ます。そういうものをひとまとめにして本当に補助すべきなのかという表現です。

D 委員：沢山ある〇〇〇の目的の代表的なものには何がありますか。

事務局：今議論しているのは、協働のパートナーである公益活動団体の行う事業に対して補助金を交付することについての審査ですから、この公益活動事業補助金要綱の目的である「公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促すために」が当てはまります。

D 委員：その表現にそっくり入れ替えてはどうですか。

事務局：「公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促すために補助すべき事業である」でいかがでしょう。

各委員：了解しました。

会 長：これで保留事項は全て結論ができました。

事務局：保留事項の新規審査項目追加の件ですが、まだ項目名と審査内容が決定していませんのでその扱いについて決めてください。

会 長：後日、提案者の D 委員に原原案を作成していただき、事務局と私に判断をゆだねていただいてもよろしいですか。

各委員：結構です。

### 3. その他

#### ◇答申報告について

事務局：今回諮問させていただいた「協働のための制度創設」に関して、市長に答申報告していただきますが、答申する内容については、決定した要綱等(案)を添付して行うことになろうと考えていますがいかがでしょう。

各委員：結構です。

#### ◇今後のスケジュールについて

事務局：市長への答申報告の後に、8月24日開催の庁議に報告して職員周知を行います。その後、広報きたひろしま10月1日号でパブリックコメント手続きとして制度創設の市民周知を行うとともに意見募集を実施します。提出された意見と意見に対する市の考え方を12月1日号で公表します。その後に制度を確定させます。事業募集は平成22年4月を予定しています。

D委員：次の会議予定はどうなりますか。

事務局：パブリックコメントで提出された市民意見について、皆さんに報告する場を設けたいと思いますので11月に開催させていただきます。日程は後日調整します。

C委員：事業募集は4月からですが、団体の事業計画はもっと早くに立てると思っていますので、その間に具体的な募集要領を団体に周知できませんか。

事務局：予算執行の担保がない中で募集要領を周知するわけにはいきません。予算の議決は3月議会ですから、それまでは具体的な募集案内はできません。制度新設にかかるお知らせ程度になります。

D委員：具体的な募集スケジュールはどうなりますか。

事務局：公益活動事業補助金は新年度早々に事業募集できますが、協働事業提案制度については少しずれ込むことになると思います。その理由は「行政提案型」を募集することになれば、市の各部署に協働で実施する事業の抽出をしてもらう期間が必要になります。

各委員：了解しました。

会 長：これで第5回協働推進会議を終了します。皆さん本日は大変お疲れ様でした。